

## 賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団定款第51条の規定に基づく、賛助会員（以下「会員」という。）について定める。

### (会員)

第2条 会員は、本財団の目的に賛同する法人または個人で、この規程の定める会費を納入したものとする。

2 会員は、所定の入会申込書により申し込むものとする。

### (会費)

第3条 会費は、年間次の通りとする。

1) 団体会員 1口 5万円

2) 個人会員 1口 5千円

2 会員は、会費と毎年4月末日までに納入するものとし、年度開始後入会した会員は入会申込と同時に納入するものとする。

3 会員が退会した場合は、帰納の会費は返還しない。

### (会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残額を当該年度の法人会計に使用する。

### (特典)

第5条 会員は財団が行う事業、計画に関し、必要に応じて資料等の供与及び便益を受けることができる。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行し、同時に旧規程は廃止する。

この規程は、平成24年7月1日から施行し、同時に旧規程は廃止する。